

## 広陵町障がい者施策推進協議会（第3回）会議録

日時 平成29年12月21日(木) 13:30～

場所 広陵町総合保健福祉会館

「さわやかホール」4階中会議室

### 【出席者】

広陵町障がい者施策推進協議会委員 12名

事務局（社会福祉課） 3名

### 【次第】

- 1 会長あいさつ
  
- 2 案件
  - ・ 広陵町第3期障がい者計画等の素案について
  - ・ 広陵町第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の素案について
  
- 3 その他

**【事務局】**

定刻となりましたので始めさせていただきます。皆さま、本日は年末のお忙しいところご参加いただきましてありがとうございます。それでは、ただ今から第3回広陵町障がい者施策推進協議会を開催いたします。なお本日は、久保委員と撫養委員におかれましては、仕事の都合で欠席されるとのご連絡をいただいておりますのでご報告いたします。それでは藤井会長、ご挨拶をよろしく願いいたします。

**【会長】**

お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。本日は障がい者計画等の説明が予定されています。委員の皆様には忌憚のないご意見を伺いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

**【事務局】**

それでは、本日の障がい者施策推進協議会の案件、第3期障がい者計画の素案と第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の素案について、続けて説明させていただきます。長くなりますが、よろしくお願ひします。

- 「広陵町第3期障がい者計画の素案」に基づいて説明
- 「広陵町第5期障がい福祉計画・1期障がい児福祉計画の素案」に基づいて説明

**【会長】**

分けて審議しましょうか。まず、第3期障がい者計画について何か質問等ございましたら、挙手でご発言をお願いします。

**【委員H】**

38 ページの住みよいまちづくりの推進と 55 ページのユニバーサルデザインのまちづくりの推進について、ユニバーサルデザイン・バリアフリーはよいと思いますが、車椅子の方はいくらバリアフリーとなっても自走では行けないところはあります。段差がなく、舗装されていても急な坂道を自走できないので、それらを解消することは無理だとはわかっていますが、それを心の片隅にちょっと入れておいて計画を立てていただきたいと思います。

**【会長】**

貴重なご意見ありがとうございます。他に何かありますか。

【委員B】

35 ページの「心の健康づくりと支援体制の充実」の1行目の専門職とはどのような資格の方をいうのですか。

【事務局】

現在、社会福祉課にいる保健師と精神保健福祉士の2名のことを言います。

【委員B】

それでしたら、他のところでは臨床心理士や助産師等の名称を書いているので、それについても職名を書くべきだと思います。今のままだとバランスが悪いですね。

【事務局】

わかりました。そのように記載を変えさせていただきます。

【委員B】

59 ページの成年後見制度について、第5期障がい福祉計画の中では利用がなかったとなっていますが、その原因の分析がないのに、スローガンのように利用を促進するとなっているのはどうなのですか。また、成年後見制度については弁護士の不正等が時々公表され、それに対する不信感もあるかもしれないですが、そのような制度の欠陥をどう考えますか。問題点の指摘や分析等をちゃんとすべきではないですか。スローガンだけ挙げても意味がないですね。

【事務局】

成年後見制度については、相談等は増えてきていますが、最終的に利用に結びつかないケースが多くあります。今現在も1件相談を進めていますが、費用面ですとか、いろいろ課題があるように思います。そちらについても、進んでいかない原因などを分析し、引き続き推進に努めていきたいと考えております。それでよろしいでしょうか。

【委員B】

いいとは言いたくないですが、それ以上の回答は無理でしょうね。

【事務局】

先ほどのご質問は成年後見制度の「利用促進事業」についてだと思うのですが、利用促進

事業での成年後見制度利用はこれまでなかったのですが、この事業を使わずに、実際に成年後見制度を利用されている方はいらっしゃいます。この、所得が少ないため補助を行う事業については今後も続けていきたいと考えます。

**【委員 B】**

それならば、制度を変えてみるとか、あるいは、条件が厳しい等の理由で利用が少ないのかもしれませんが、検討しないのですか。形だけ、制度だけでは意味がありません。条件が厳しいのではないのですか。

**【事務局】**

条件としては、本人が非課税で成年後見制度に関する利用料を支払うことが困難な場合となっています。

**【委員 B】**

非課税ということは、障がい年金を貰っていたら利用できないということですよ。年金もらっていたら課税されますよね。

**【事務局】**

いえ、障がい者年金は課税対象ではありません。

**【委員 B】**

そうですか。すみません。利用しやすくなるように、ご検討をお願いします。

**【会長】**

他に、第 3 期障がい者計画について質問はありませんか。

**【委員 I】**

同じ 59 ページの地域福祉権利擁護事業が出てきますが、平成 29 年度から事業名が日常生活自立支援事業と変わりましたので、修正していただきたいと思います。

**【会長】**

ご指摘ありがとうございます。他に何かございませんか。

ないようですので、第 5 期障がい福祉計画・第 1 期障がい児計画の説明について、ご意見

賜りたいと思います。よろしく申し上げます。

**【委員H】**

27 ページの放課後等デイサービスの見込みについて、おそらく国の方針で学童保育や教育等のケアを勧めているので、放課後等デイサービスが後々違った形のサービスとなるのではないかと思いますので、そこを踏まえた形で数値を出してほしいです。

**【事務局】**

ご意見ありがとうございます。放課後等デイサービスがどう変化していくのか、国の方針などの情報を得ながら確認していきたいと思いますが、現時点でも目標数値ということで、ご理解いただければと思います。

**【委員B】**

第3期の計画50ページの精神疾患に関する広報・啓発について、単に「啓発を行います」と書いてありますが、例えば年に1～2回は講演会を開くなどの具体性がないと計画にならないのではないですか。

**【事務局】**

今のところ考えているのは、他の障がいも含めてですが、広報に啓発記事を掲載するとか、いろんなイベントで理解促進の活動を行っていきたくと思っています。また、広陵町が毎年開催している「いのちを守るイベント」においても障がい者理解促進のブース・コーナーを設けて広報活動を行っていますので、それは継続していきたいと考えています。

**【委員B】**

例として具体的に書くことができるのなら、書いたらどうですか。

**【事務局】**

先ほど説明しましたように、保健センター主催で毎年開催している「いのちを守るイベント」は今後も継続して行っていく予定です。その旨の記載は可能なので、そのように変えさせていただきます。

**【委員F】**

私は発達障がい児の相談支援をしています。小学校や幼稚園・保育園の現場には、加配の

ついていない発達障がいの子ども達が沢山います。目に見えない障がいなので、どうしても理解がなかなか進まずに具体的な支援をしてもらえない子ども達が沢山おり、子ども達が大きくなるにつれ色々な2次的な障がいが出てきます。発達障がいと診断される子ども達がこれだけいるなかで、ほとんどが療育手帳を持たない子どもで、発達障がい・自閉症スペクトラムという診断だけ持っています。療育手帳がなく、町の方も加配の先生をそこまで配置できないということで、現状特別支援学級ではなく通常学級にいますがそこで先生がとても困っておられます。じゃあ具体的に特別支援学級の先生方をもっと沢山配置するというと実質そんなにスムーズにはいかないなので、少しでも関わり方を学んでいただくために、発達障がいの子ども達の為の具体的な関わり方の講習会などを町の中でも具体的にしていっていただけたらと思います。

**【事務局】**

今おっしゃった特別支援学級の親御さんとお話する機会がありました。私も知らなかったのですが、特別支援学級の先生は固定ではなく、去年は普通学級の担任を持っていたという人でも異動して支援学級に来るというような体制になっていて、そういうところで不安に思っている親御さんがいらっしゃることも把握しています。教育委員会ともそのことについて話し合っって今後対応していきたいと思います。

**【委員B】**

そちらに並んでいる方（事務局）に教育委員会の方はおられるのですか。

**【事務局】**

ここには来ていません。社会福祉課の事務局だけです。

**【委員B】**

この協議会に教育委員会が参加していないのはなぜですか。

**【事務局】**

計画策定の担当はあくまでも社会福祉課です。が、素案の作成にあたっては教育委員会の職員ともワーキング会議をしまして、その結果をここに示しています。

**【委員B】**

そういうことですか。わかりました。

**【藤井会長】**

他にご意見ございませんか。ないようですので、事務局から連絡事項何かございますか。

**【事務局】**

今回ご意見いただきました内容に基づきまして、本計画の修正を行います。

来年1月12日から26日まで、午前8時30分から午後5時15分の間、町のホームページ・役場の2階の情報コーナー・さわやかホール1階のサービスカウンターにおいて、パブリックコメントを行いたいと考えています。受付方法については、郵送・FAX・メール・直接持参によるものと考えています。また、パブリックコメントに関しては、1月広報に掲載し、また、役場ホームページでも周知をします。そして、パブリックコメントの意見に対する回答を作成し、必要でありましたら、それについて計画の修正を行い、最終版として2月に協議会で確認しご意見をいただきたいと思っております。2月の協議会の開催についてですが、今のところ2月8日木曜日の午前10時からを予定しています。また、正式に決定次第、皆様にはご案内しますのでよろしく申し上げます。以上でございます。

**【委員B】**

パブリックコメントはこのメンバーも出せるのですか。後から気づくこともあるかもしれないので。

**【事務局】**

それについては、パブリックコメントではなく、委員として直接言っていただけましたら大丈夫です。

**【会長】**

以上で、本日のすべての議事が終了いたしました。何かございましたら、後日でも結構ですので社会福祉課まで連絡をいただきたいと思っております。本日は、ありがとうございました。

以上